



登場
ページ

今週の専門用語

04

ページ

📖 財産管理制度

現行、所有者が従来の住所又は居所を去って容易に帰来する見込みのない土地の管理については、不在者財産管理制度（民法25条等）が活用されている。同制度は、一般に、不在者の財産全般を管理するものとされているため、例えば、不在者の財産のうち、特定の土地の管理のみを要する場合であっても、選任される管理人は不在者の財産全般を管理することが求められるため、判明している財産の全部を管理しつつ、他に財産がないかを調査するなど、事務作業等の負担を強いられているとの指摘がある。

09

ページ

📖 特定多国籍企業グループ

企業グループ（企業集団のうち、その企業集団の連結財務諸表が作成されるもの）の構成会社等の居住地国が二以上あるものを「多国籍企業グループ」というが、このうち、直前の最終親会計年度における多国籍企業グループの総収入金額が千億円以上であるものが「特定多国籍企業グループ」である。たとえ構成会社等が日本にしかなくても、そのうちの1社でも他国にPEを有し法人税を課税されている場合には「多国籍企業グループ」に該当することになる（措令39条の12の4③）。

40

ページ

📖 建物更生共済契約に係る権利

建物更生共済とは建物や動産を対象とする共済（保険）のことで、火災や災害等の支払事由が生じたときに掛金に応じた共済金を受け取ることができる。建物更生共済契約の契約者（掛金負担者）が死亡した場合には、建物更生共済契約に係る権利が被相続人（契約者兼掛金負担者）の本来の相続財産として相続税の課税対象となる。その相続税評価額は、相続開始時における解約返戻金相当額となる。なお、建物更生共済契約の満期時に取得する満期共済金は、満期共済金受取人の一時所得となる。

From
編集室

◆平成29年度分「会社標本調査」がやっと公表された。従来は3月末頃の公表だったが、今回は6月と公表が3か月遅れた。◆国税庁によると、厚労省の統計不正問題を受け、総務省から統計を所管する全府省庁に点検作業を求められたことが遅れの原因になったという。同庁では民間給与実態統計調査が点検対象となり、当初予定していなかった事務がかかり、会社標本調査の集計作業にも遅れが生じるようになった。◆結果、いずれの統計も問題はなく、今回の件では国税庁は割を食った格好になった。ただ、統計不正は国民ひいては社会の信頼を揺るがす問題だ。今後は国民を蔑ろにすることがないように願う。（TAB）

週刊T&Amaster 第792号

2019年6月24日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい